

令和6年第1回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和6年2月29日午前8時58分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（10名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
4番	大 石 哲 雄	5番	山 本 哲 也
6番	正 垣 耕 平	7番	家根谷 美智子
8番	中 井 照 恵	9番	吉 本 和 広
10番	谷 端 清	11番	松 井 孝 恵

欠席議員（2名）

3番	平 田 美 穂	12番	檜 木 正 行
----	---------	-----	---------

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局 長	檜 山 裕 子	副 局 長	小 倉 一 仁
-------	---------	-------	---------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会計課長)	笠 松 昭 宏
総 務 課 長	十 河 貴 子	総務課副課長	目 良 大 敏
振 興 課 長	平 尾 好 孝	振興課副課長	山 根 康 生
税 務 課 長	芝 健 治	住 民 課 長	瀬 田 和 哉
住民課副課長	芦 口 正 史	福 祉 課 長	木 村 陽 子
福祉課副課長	平 岩 晃	福祉課副課長	坂 本 真理子
長 寿 課 長	宮 本 真 里	建 設 課 長	栗 田 信 孝
建設課副課長	谷 本 和 久	上下水道課長	谷 本 誠

上下水道課 副課長	陸 平 将 史	教育委員会 事務局 長	三 浦 誠
教育委員会 事務局 副局長	吉 田 忠 弘	教育委員会 事務局 学校 給食センター 所 長	前 芝 由 希

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 5 議案第 3 号 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4 号 上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5 号 上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 6 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 7 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 8 号 上富田町人権尊重のまちづくり条例
- 日程第 11 議案第 9 号 上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 10 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 11 号 上富田町督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 14 議案第 12 号 上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 13 号 上富田町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 14 号 上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 15 号 上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例

日程第 1 8	議案第 1 6 号	上富田町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第 1 9	議案第 1 7 号	上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 0	議案第 1 8 号	上富田町権利擁護支援推進協議会設置条例
日程第 2 1	議案第 1 9 号	紀南地方老人福祉施設組合規約の変更に関する協議について
日程第 2 2	議案第 2 0 号	令和 5 年度上富田町一般会計補正予算（第 8 号）
日程第 2 3	議案第 2 1 号	令和 5 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 3 号）
日程第 2 4	議案第 2 2 号	令和 5 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）
日程第 2 5	議案第 2 3 号	令和 5 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）
日程第 2 6	議案第 2 4 号	令和 5 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 3 号）
日程第 2 7	議案第 2 5 号	令和 5 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）
日程第 2 8	議案第 2 6 号	令和 6 年度上富田町一般会計予算
日程第 2 9	議案第 2 7 号	令和 6 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
日程第 3 0	議案第 2 8 号	令和 6 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
日程第 3 1	議案第 2 9 号	令和 6 年度上富田町特別会計介護保険予算
日程第 3 2	議案第 3 0 号	令和 6 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
日程第 3 3	議案第 3 1 号	令和 6 年度上富田町特別会計奨学事業予算
日程第 3 4	議案第 3 2 号	令和 6 年度上富田町特別会計朝来財産区予算
日程第 3 5	議案第 3 3 号	令和 6 年度上富田町水道事業会計予算
日程第 3 6	議案第 3 4 号	令和 6 年度上富田町下水道事業会計予算
日程第 3 7	議案第 3 5 号	物品購入変更契約の締結について（令和 5 年度 第 1 号 非常備消防事業 消防ポンプ自動車購入）
日程第 3 8	議案第 3 6 号	町道路線の認定について
日程第 3 9	議案第 3 7 号	町道路線の変更について

△開 会 午前 8 時 5 8 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

令和 6 年第 1 回定例会を開会するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき、開会できますことを厚く御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は 10 名であります。

平田議員、樫木議員からは欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 6 年第 1 回上富田町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前 8 時 5 9 分

再開 午前 9 時 0 4 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

これより本日の会議を開きます。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 9 番、吉本和広君、10 番、谷端清君を指名いたします。

△日程第 2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 22 日までの 23 日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は２３日間に決しました。

△日程第３ 諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第３ 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（樫山裕子）

諸般の報告をいたします。

令和５年１２月定例会以降の議員活動並びに地方自治法第１２１条の規定により出席要求した３月定例会の説明員については、お手元に配付しています。

また、本定例会までに提出のありました陳情書につきましては、写しをお手元に配付しておりますのでお目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締切りにつきましては、本日２月２９日午後３時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和６年第１回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

さて、本定例会に提出し、ご審議をお願いします議案につきましては、専決処分の報告１件、条例の制定２件、条例の全部改正１件、条例の一部改正１３件、規約の変更に關する協議１件、令和５年度一般会計・特別会計補正予算６件、令和６年度一般会計・特別会計予算９件、物品購入変更契約の締結について１件、町道路線の認定について１件、町道路線の変更について１件の合計３６件であります。

なお、追加議案として、変更契約の締結について１件、人事案件３件を本定例会に提

出させていただきます。

ここで、議案第8号 上富田町人権尊重のまちづくり条例について、制定の背景について説明させていただきます。

第5次上富田町総合計画をはじめ、昭和63年に制定された上富田町民憲章の中に「人権を尊重し、助けあって平和な福祉の町をつくります。」とし、町民が力を合わせ、助け合って人権が尊重されるまちをつくることを定めています。

近年、全国的に情報化の進展や社会情勢の変化に伴い、特にインターネット上では悪質な差別書き込みなどによる様々な差別事象が多発しているほか、人権侵害事件としてドメスティックバイオレンスや児童虐待、障害者、高齢者への虐待などが発生しております。また、災害時などにおける真実ではない情報の流布など、新たな問題が生じています。

このような状況を踏まえ、本町においては、町の責務として人権全般を取り巻く問題の解決に向けた取組を行うとともに、町民一人一人は様々な人権問題を自分自身の問題として捉え、正しく理解した上で不当な差別やあらゆる暴力を許さないという意思を持ち、態度や行動で表していく必要があります。

ここに、長年にわたり人権尊重のまちづくりに取り組んできた町民としての誇りを持って、一人一人が大切にされ、幸せを実感できるまちづくりにするとの決意の下、この条例を制定したいと考えています。

次に、令和6年度一般会計予算案について概略を説明させていただきます。

令和6年度の一般会計当初予算は、前年度当初予算比で8億3,700万円増の78億4,200万円でございます。当初予算案としましては過去最高額だった昨年を更新しています。

令和6年度の予算編成方針としては、第5次上富田町総合計画及び第2次上富田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、安全・安心なまちづくり、子育て支援、学校教育を重点項目とし、予算編成を行いました。

重点項目の主な事業につきまして説明いたします。

1点目の安全・安心なまちづくりについてでございます。

南紀の台公民館建設事業におきましては、令和6年度で建物の建築を実施いたします。

平時は地区の公民館活動などに活用し、災害時には避難所として、また防災備蓄庫や消防団の活動拠点としての機能を備えた建物となっています。

2点目は、子育て支援についてでございます。

くまの森こども園、はるかぜ保育所改修事業におきまして、保育室や送迎用出入口、外周フェンスなどの改修と、それぞれの園に遊具の設置を行い、保育環境の改善と充実

を図ります。

3点目は、学校教育についてでございます。

屋内運動場空調設備設置事業においては、近年の気象状況から、体育館使用時における熱中症や体調管理への対策として、町内の小学校5校の体育館の空調設備を整備し、安心して授業や行事が行える環境及び災害時における避難所としての環境改善を図るものであります。

上富田町の住民基本台帳人口は、令和6年1月1日現在1万5,716人と前年同日比で7名増加しております。60年間人口が増え続けてきた本町でございますが、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口では、2050年には約1万2,600人に人口が減少するとの推計が出されております。人口減少に対する備えとともに、活力ある上富田町を目指して今後も取組を進めてまいります。

最後に、令和6年度の職員体制についてでございます。令和6年4月1日付で職員3名を新規採用し、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合へ職員1名を派遣いたします。和歌山県警察本部からの派遣職員1名は令和6年度も引き続き在職いたします。一方、令和5年度の退職予定者は1名となっております。

これにより、職員数につきましては、令和5年4月1日現在は130名、令和6年4月1日現在の職員数は132名となります。職員数は2名の増加となりますが、育児休業などを取得している職員もおりますので、全体で不足する部署については、会計年度任用職員を採用することで対応していきたいと考えています。令和6年度4月1日現在の会計年度任用職員数は約110名となる予定でございます。

今後とも、継続して行財政改革の推進を図り、事務事業の遂行と住民サービスの向上に努める所存でありますので、議員各位におかれましても、ご理解と変わらぬお力添えをお願い申し上げます。

以上です。

△日程第4 報告第1号

○議長（大石哲雄）

これより、日程第4 報告第1号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

当局より報告内容の説明を求めます。

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしく願いいたします。

私からは、報告第1号についてご説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。

報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

記。

専決第1号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第1号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

令和6年1月31日専決、上富田町長奥田誠。

3ページをお願いいたします。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

(上富田町監査委員に関する条例の一部改正)。

第1条、上富田町監査委員に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(上富田町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)。

第2条、上富田町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

続きまして、参考資料のほうをお願いいたします。資料につきましては6ページをお願いいたします。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の要旨でございます。

1、改正の趣旨。

令和5年5月8日に、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、指定公金事務取扱者制度に係る規定の新設に伴い、条番号が繰り下がり、条例に規定する条番号にも変

更が生じたため、条文中の条番号を改正するものでございます。

今回の改正につきましては、条番号が変わるだけで、内容が特に変更があるといったものではございません。

4 ページ、5 ページにつきましては、参考資料として新旧対照表を添付しております。恐れ入りますが、お目通しいただきますようお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○議長（大石哲雄）

説明が終わりました。

これより、報告第 1 号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

本件は、議会の委任による専決処分であり、承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

△日程第 5 議案第 3 号～日程第 3 9 議案第 3 7 号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第 5 議案第 3 号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例から日程第 3 9 第 3 7 号、町道路線の変更についてまで、35 件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務課長、十河君。

○総務課長（十河貴子）

よろしく願いいたします。

私からは、議案第 3 号から議案第 8 号につきまして説明させていただきます。

議案書のページは 7 ページです。7 ページをお願いいたします。

議案第 3 号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出、上富田町長奥田誠。

理由といたしまして、非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

以降が改正案文でございます。内容につきましては、後ほど改正の趣旨により説明をさせていただきます。

このページの下に附則がございます。

附則第1項では、施行期日につきまして、この条例は令和6年4月1日から施行するとしてございます。

附則第2項では、経過措置を定めてございます。

次の9ページから10ページには、参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

11ページをお願いいたします。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の要旨でございます。

1、改正の要旨では、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、一般職の職員の給与に関する法律別表第4イ公安職俸給表（一）が改定されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者の損害補償に係る補償基礎額について、所要の改定を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、第5条第2項第2号、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に引き上げております。

補償基礎額が別表記載のとおり改定となります。

3、施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行するとしてございます。

経過措置につきましては、先ほど説明させていただきましたが、8ページの附則第2号の第2項のとおりでございます。

議案第3号につきましては以上でございます。

次のページをお願いいたします。

議案第4号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

理由といたしまして、職員の給与改定及び地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（案）。

このページから 17 ページまでが改正案文となっております。

参考資料といたしましては、18 ページから 27 ページに新旧対照表を添付してございますので、お目通しをお願いいたします。

28 ページの改正の要旨で説明をさせていただきます。28 ページをお願いいたします。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正の要旨でございます。

改正の趣旨としまして、令和 5 年の人事院勧告及び職員の給与改定に鑑み、国家公務員及び職員との均衡を図るため、会計年度任用職員の期末手当支給月数及び給与改定の取扱いについて所要の改定を行う。また、地方自治法の一部改正に伴い、令和 6 年度から勤勉手当を支給するため、関係条例について所要の改定を行うものでございます。

改正の内容といたしまして、（１）第 1 条による上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正。

まず、1 点目でございます。令和 5 年度支給分について、期末手当の支給月数を 0.1 月分引き上げる。年間 2.5 月分から 2.6 月分となります。

2 点目は、給与改定の実施時期等の取扱いについて、一部の会計年度任用職員を除き、職員に準じた取扱いとするよう規定します。

（２）第 2 条による上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正。

1 点目は、会計年度任用職員の給与の種類に勤勉手当を加えます。

2 点目としまして、期末手当を職員に準じて支給するよう改正します。年間 2.45 月分となります。

3 点目は、勤勉手当を職員に準じて支給するよう規定します。年間 2.05 月分となります。

（３）第 3 条による職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

育児休業している職員の勤勉手当の支給に関する条文から会計年度任用職員の除外規定を削除いたします。

（４）第 4 条による上富田町企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例の一部改正でございます。

会計年度任用職員として任用される企業職員の給与の種類に勤勉手当を追加いたしま

す。

3、施行期日。

第1条改正につきましては、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するとしてございます。

第2条から第4条改正につきましては、令和6年4月1日から施行するとしてございます。

議案第4号につきましては、以上でございます。

次のページをお願いいたします。

議案第5号、上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

以降が改正案文でございます。

31ページに参考資料として新旧対照表を添付してございます。

32ページの改正の要旨で説明をさせていただきます。32ページをお願いいたします。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の要旨。

改正の趣旨といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、番号利用法別表第2が廃止される

ため、所要の改定を行うものでございます。

改正の内容としましては、第2条に定義として、次の用語を追加する。

5号に「特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。」、6号に「利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。」を追加しております。

第4条において、番号利用法別表第2を引用している箇所について、下記のとおり改正をしております。

「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改正しております。

3、施行期日でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するとしてございます。

議案第5号につきましては以上でございます。

次のページをお願いいたします。

議案第6号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

理由としまして、特別職の職員で非常勤の者の報酬額を改定するため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

以降が改正案文でございます。

参考資料として、35ページに新旧対照表を添付してございます。

36ページの改正の要旨で説明をさせていただきます。36ページをお願いいたします。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部改正の要旨。

改正の趣旨としまして、地方公務員法第3条第3項に規定する職の報酬額を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございます。

まず、（1）消防団員につきましては、団員の階級による職責等を勘案し、均衡を図るため改正するものでございます。消防副分団長「年4万5,500円」から「年5万

円」に、消防部長、「年3万9,000円」から「年4万4,000円」に、消防班長「年3万7,000円」から「年4万2,000円」に改正をいたします。

(2) 子ども・子育て会議委員については、ほかの委員との均衡を図るため改正するものでございます。「年3,000円」から「日6,000円」へ改正しております。

(3) 権利擁護支援推進協議会委員について、令和6年4月1日から上富田町権利擁護支援推進協議会を設置するため、職の報酬額を定めております。

「日6,000円」としております。

3、施行期日。

令和6年4月1日から施行するとしてございます。

議案第6号につきましては以上でございます。

次のページをお願いいたします。

議案第7号でございます。

議案第7号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

理由としまして、押印の廃止、宣誓文の見直しなど所要の改正をするため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、別記様式の改正でございます。

39ページに参考資料として新旧対照表を添付してございます。

40ページの改正の要旨で説明をさせていただきます。40ページをお願いいたします。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正の要旨。

改正の趣旨でございます。

昨今における業務のデジタル化における押印の廃止が進んでいることに鑑みた押印の廃止、また、宣誓文の見直し等所要の改正を行ってございます。

改正の内容といたしましては、1点目、宣誓書における、弁済に係る宣誓の一文を削っております。

理由といたしましては、地方公務員については、地方公務員法の規定による懲戒処分、地方自治法の規定による職員の賠償責任について適用されるためでございます。

2点目が押印の廃止、3点目は殿から様に改めております。

3、施行期日でございます。

公布の日から施行するとしてございます。

議案第7号につきましては以上でございます。

次のページをお願いいたします。

議案第8号、上富田町人権尊重のまちづくり条例。

上富田町人権尊重のまちづくり条例を別紙のように制定する。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

理由といたしまして、人権尊重のまちづくりに関し、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その施策の推進について基本的な事項や方針を定めることにより、一人一人の人権が尊重されるまちづくりの実現を図るため、本案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町人権尊重のまちづくり条例（案）。

本条例は、新規に制定するものでございます。

第1条では目的といたしまして、この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その施策の推進について基本的な事項や方針を定めることにより、一人一人の人権が尊重されるまちづくりの実現を図ることを目的としております。

第2条では町の責務といたしまして、前条の目的を達成するため、行政の全ての分野で、人権に関する施策を総合的に推進し、町民及び事業者の人権意識の高揚を図るものとしております。

2項では、町は、インターネット等による差別表現、差別発言その他の人権侵害に当たる行為を発見した場合は、問題の解決に必要な措置を講ずるとしております。

第3条では町民の役割としまして、町民は、互いに人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努め、差別を解消するため、施策に協力するものとしております。

第4条で事業者の役割といたしまして、事業者は、事業活動に関わる全ての人の人権を尊重するとともに、人権意識の高揚に努めるもの。

2項では、町が実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとしてございます。

第5条では推進体制の充実についてということで、町は、様々な人権問題の解決に向けた人権施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとしております。

第6条では人権教育及び啓発につきまして、町は、様々な人権問題について正しい理

解を深め、これを解消するために必要な教育及び啓発活動を行うものとしております。

第7条は相談及び支援についてでございます。町は、国、県及び関係団体と連携し、様々な人権問題に対し必要な相談及び支援体制の充実を図るものとしております。

第8条は委任について定めております。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行するとしてございます。

44ページは参考資料を添付しております。

議案第8号につきましては以上でございます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

振興課長、平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

それでは、私のほうからは議案第9号についてご説明を申し上げます。

議案第9号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

理由です。上富田スポーツセンター管理に必要な原材料費及び消耗品費等の高騰に伴う管理費の上昇に伴い、体育施設の使用料を改正するため、本案を提出します。

次のページをお願いします。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

（上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

52ページの要旨で説明させていただきます。52ページをお願いします。

今回の一部改正の要旨でございます。

改正の趣旨としましては、上富田スポーツセンターを管理する上での原材料費及び消耗品費等の高騰に伴い、上富田スポーツセンター使用料の改正を行うものであります。

改正する施設は、上富田スポーツセンターの野球場、多目的グラウンド、屋内イベント広場、球技場で、天然芝及びゴムチップ入りの人工芝を敷設している施設を対象に、1割から2割の改正を行うものであります。また、今回の改正は町外の使用料のみとし、町内の使用料は据置きとさせていただきます。

47ページ末尾の附則で、この条例は令和6年4月1日から施行するとしています。

参考資料として48ページから新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いします。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

税務課長、芝君。

○税務課長（芝 健治）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第10号及び議案第11号についてご説明いたします。

53ページをお願いいたします。

議案第10号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

改正の理由としましては、県統一に向け段階的に賦課割合を変動させる必要があること。また、健全で安定した国民健康保険事業運営を図るため、本案を提出いたします。

次のページをお願いします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

それでは、改正事項につきましては、参考資料の上富田町国民健康保険税条例の一部改正の要旨に沿ってご説明いたします。参考資料の69ページお願いいたします。

1、改正の趣旨につきましては、令和12年度の県統一に向け段階的に賦課割合を変動させる必要があります。また、健全で安定した国民健康保険事業運営を図るため、本条例を改正するものであります。

2、改正の内容につきまして、医療保険分の所得割の税率、現行の「100分の7.0」を「100分の7.2」に、資産割の税率、現行の「100分の8.0」を「100分の0.0」に、均等割を、現行の1人当たり「2万6,500円」を「2万6,200円」に、平等割を、現行1世帯当たり「3万4,500円」を「3万円」に。

また、後期高齢者支援金分につきましては、所得割の税率、現行の「100分の2.4」を「100分の2.5」に、資産割の税率、現行の「100分の2.8」を「100分の0.0」に、均等割を、現行1人当たり「9,000円」を「8,800円」に、平等割を、現行の1世帯当たり「1万1,500円」を「1万800円」に。

また、介護保険分につきましても、所得割の税率を、現行の「100分の1.8」を「100分の2.0」に、資産割の税率を、現行の「100分の4.0」を「100分の0.0」に、均等割を、現行1人当たり「1万400円」を「1万円」に、平等割を、現行の1世帯当たり「9,900円」を「9,000円」に改正するものであります。

恐れ入りますが、５６ページをお願いいたします。５６ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則です。

第１項においては、この条例は令和６年４月１日から施行するとしています。

また、附則の第２項においては、改正後の上富田町国民健康保険税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によると定めています。

また、参考資料として、５７ページ以降に新旧対照表を添付していますので、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第１１号についてご説明いたします。

７０ページをお願いいたします。

議案第１１号、上富田町督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例。

上富田町督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を制定する。

令和６年２月２９日提出、上富田町長奥田誠。

理由につきましては、納付者の利便性の向上、収納に関する事務経費の削減及び事務の効率化の観点から督促手数料を廃止するため、本案を提出いたします。

次のページをお願いいたします。

上富田町督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（案）。

上富田町税条例の一部改正ほか、各条例の一部改正をするものであります。

それでは、改正事項につきましては、参考資料の上富田町督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の要旨に沿ってご説明しますので、参考資料の８２ページをお願いいたします。

８２ページの１、改正の趣旨です。

納付者の利便性の向上、収納に関する事務経費の削減及び事務の効率化の観点から督促手数料を廃止するものでありますが、本町では、町税、住宅使用料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料において、納付期限後に一定期間を経た後も町税等に納付のない方に対し、督促状を発付し督促手数料８０円を徴収しております。督促状発付後は督促手数料を合わせて納付いただく必要があるため、コンビニや地方税お支払サイトを利用した共通納税での納付書の利用期限を督促状発付日まで制限しております。

このため、督促状発付日以降の納付については、督促状同封の納付書で納付いただくか、担当課に納付書再発行の連絡をいただくか、もしくは直接納付にお越しいただくか、

または指定金融機関等において本税のみ納付いただき、督促手数料のみ別途請求することになります。納付期限経過後の納付とはいえ、納付者の方々に何度も金融機関等に向いていただいております。

こうした問題を解消するために督促手数料を廃止いたします。これにより、納付書の利用期限を大幅に緩和することができるようになるため、督促状や再発行納付書の到着を待ったり、督促手数料のみ納付に行くなどの手間や時間を削減することができます。また、費用面においても、再発行やその郵便にかかる費用や、コンビニや共通納税で収納する際の手数料の削減につながります。

コンビニ納付や地方税統一QRコードを使用した共通納税が持つ納付場所の拡充や納税事務の簡素化等の優れた機能を損なうことなく、納付者の利便性をより一層高めることができるものであります。

2、改正の内容につきましては、町の債権全体として整合性・公平性を確保するため、まず、・上富田町税条例に加えて、上富田町税外収入金に係る督促等に関する条例、上富田町営住宅管理条例、上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例、上富田町道路占用料徴収条例、上富田町下水道条例、上富田町介護保険条例、上富田町後期高齢者医療に関する条例、以上8つの条例を対象としています。

恐れ入りますが、73ページへお戻りいただきますようお願いいたします。

73ページの附則、第1項においては、この条例は令和6年4月1日から施行するとしています。

また、附則第2項においては、この条例による改正後の上富田町税条例、上富田町税外収入金に係る督促等に関する条例、上富田町営住宅管理条例、上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例、上富田町道路占用料徴収条例、上富田町下水道条例、上富田町介護保険条例及び上富田町後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和6年度以後の年度分の歳入または収入について適用し、令和5年度以前の歳入等に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例によると定めています。

このことは、令和6年3月末を納期限とする歳入について、令和5年度分歳入となります。令和6年4月以降に発表した督促状であっても、督促手数料が発生するものであるという旨を規定しております。もちろん過去の滞納繰越し分においても同様でございます。

参考資料として74ページ以降に新旧対照表を添付しております。お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民課副課長、芦口君。

○住民課副課長（芦口正史）

よろしくお願いします。

私からは、議案第12号及び13号について説明申し上げます。

83ページをお願いします。

議案第12号、上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

提案理由としまして、分別指定袋の種別を新たに定めるため、本案を提出するとしております。

次のページをお願いします。

上富田町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正。

上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、参考資料の改正要旨に沿って説明させていただきます。

85ページに新旧対照表を添付しております。

それでは、86ページ、改正要旨をお願いします。

1、改正要旨の趣旨は、住民のニーズに合わせた形状、サイズの分別指定袋を提供するため、新たな区分、手数料を定めます。

2、改正の内容。

分別指定袋の種別を新たに定めるもので、分別指定袋大（50リットル）1袋につき47円、分別指定袋小（30リットル）1袋につき32円、分別指定袋極小（15リットル）1袋につき16円とします。処理にかかる費用が増加する中、一定歳入確保のための手数料設定でございます。

3、条例施行期日は令和6年4月1日からです。

4、経過措置としまして、この条例の施行前に発行した分別指定袋の手数料につきましては、なお従前の例によるとしておりますが、これまでの指定袋も販売、使用ができるようにするための措置でございます。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、87ページをお願いします。

議案第13号、上富田町印鑑条例の一部を改正する条例。

上富田町印鑑条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

提案理由としまして、スマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明書を使用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書を取得できることとするため、本案を提出するとしております。

次のページをお願いします。

上富田町印鑑条例の一部を改正する条例（案）でございます。

上富田町印鑑条例の一部改正。

上富田町印鑑条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、参考資料の改正要旨に沿って説明させていただきます。

89ページに新旧対照表を添付しております。

90ページをお願いします。

上富田町印鑑条例の一部を改正する条例の要旨。

1、改正の趣旨。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正法が施行されたことに伴い、従来のマイナンバーカードに加え、カードを保有する者からの申請に基づき、スマートフォンにも電子証明書を搭載することが可能となった。この電子証明書を使用し、申請者がコンビニエンスストア等の多機能端末機（マルチコピー等）を自ら操作することで、印鑑登録証明書を取得できるようにするため、本条例の一部を改正します。

2、改正の内容。

印鑑登録者が、スマートフォン等移動端末設備用利用者証明書用電子証明書を用いて自ら多機能端末機を操作して印鑑登録証明書を取得することができるよう、本条例の第14条を改正する。

3、施行期日。

公布の日から施行するとしております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

福祉課副課長、平岩君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第14号についてご説明を申し上げます。

議案書91ページをお願いします。

議案第14号、上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の全部を改正する条例。

上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を別紙のように改正する。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

理由です。児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準のとおりとする。

次のページをお願いいたします。

上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）。

上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を次のように改正する。

以下は全部改正後の条文でございます。

改正の内容につきましては、参考資料、次の93ページの要旨でご説明をさせていただきます。

上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正の要旨でございます。

この放課後児童健全育成事業とは、学童保育所の運営のことを指します。

1、改正の要旨。

本条例の基準——これは学童保育に係る保育面積や安全衛生管理、職員の配置等——につきまして、国が定める基準に従うべきもの、また、参酌すべき内容により定めておりますが、当町においては、国と異なる基準を設けなければならない特別な事情等もないことから、国基準のとおり事業を実施するため、条文の全部改正を行うものです。

これまで国基準の改正の都度、条例改正により対応してまいりましたが、町独自で基準を設けなければならない特別な事情等もない現状であること、また国基準が改正された際には即座に対応できるよう、今回改正を行うものです。

したがって、2、改正の内容としまして、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により町の条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準のとおりとするものです。

3、施行期日を令和6年4月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

建設課副課長、谷本君。

○建設課副課長（谷本和久）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第15号についてご説明申し上げます。

94ページをお願いします。

議案第15号、上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

上富田町営住宅管理条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、債権関係の規定の見直しや単身高齢者の増加など公営住宅を取り巻く最近の状況等を踏まえ、公営住宅への入居に際しての連帯保証人の取扱いを改定するため、本案を提出する。

次のページをお願いします。

上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例（案）でございます。

上富田町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

以下、条例改正の案文でございます。

次のページには参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

改正内容につきまして、改正の要旨に沿って説明させていただきますので、97ページをお願いします。

上富田町営住宅管理条例の一部改正の要旨です。

1、改正の趣旨。

民法の一部を改正する法律による債権関係の規定の見直しや単身高齢者の増加など公営住宅を取り巻く最近の状況等を踏まえるとともに、これまでの公営住宅に係る制度改正の内容を反映するため、公営住宅管理標準条例（案）についての改正に伴い、公営住宅への入居に際しての連帯保証人の取扱いを改定するため、所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容としまして、公営住宅への入居に際しての「連帯保証人」の取扱いを「緊急連絡人」へ変更。

3、施行期日。

令和6年4月1日から施行するとしてございます。

また、附則のほうで経過措置を定めてございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

ここで、１０時１５分まで休憩します。

休憩 午前１０時０４分

再開 午前１０時１５分

○議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き説明を求めます。

長寿課課長、宮本君。

○長寿課長（宮本真理）

お願いします。

私からは、議案第１６号から議案第１９号についてご説明させていただきます。

議案第１６号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例。

上富田町介護保険条例の一部を別紙のように改正する。

令和６年２月２９日提出、上富田町長奥田誠。

理由。第９期介護保険計画策定に伴い、上富田町介護保険条例に規定する保険料等を変更するため、本案を提出する。

１０２ページ、参考資料をお願いします。

上富田町介護保険条例の一部改正の要旨。

１、改正の趣旨。

第９期介護保険事業計画策定に伴い、上富田町介護保険条例に規定する保険料等を変更する。

２、改正の内容。

現行、基準保険料月額「７，３７５円」、所得段階「９段階」から、改正後は基準保険料月額「７，１５９円」、所得段階「１３段階」となり、９段階以上の所得段階を多段階化することで、所得が少ない被保険者の保険料の軽減強化を図るものです。

１０１ページ、新旧対照表をお願いします。

第５号が基準保険料の段階の方の年間保険料となります。第１０号から第１３号が今回追加された区分の方の保険料となります。

９９ページ、１００ページをお願いします。

条例案となります。

附則といたしまして、施行期日は令和６年４月１日としております。

また、経過措置として、第3条第1号から第3号に該当する被保険者の軽減強化後の保険料について記載しております。

以上、ご承認くださいますようどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、第17号、上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

103ページをお願いします。

議案第17号、上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

理由。大谷高齢者憩の家の除却に伴い、名称等を削除するため、本案を提出します。

106ページ、一部改正の要旨をご参照ください。

上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正の要旨。

改正の趣旨。

上富田町大谷高齢者憩の家を除却したので、条文から削除するため改正を行う。

2、改正の内容。

本条例第3条中より、「上富田町大谷高齢者憩の家」の名称及び位置を削る。

3、施行期日。

公布の日から施行するとしております。

105ページに新旧対照表を掲載しております。

以上、ご承認くださいますようどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、107ページをお願いします。

議案第18号、上富田町権利擁護支援推進協議会設置条例。

上富田町権利擁護支援推進協議会設置条例を別紙のように制定する。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

理由。成年後見制度利用促進法により、権利擁護支援を推進するための協議会を設置するため、本案を提出するとしております。

110ページ、条例の要旨をご参照ください。

上富田町権利擁護支援推進協議会設置条例の要旨。

1、制定の趣旨。

権利擁護の業務に携わる関係機関等が相互に連携を図り、権利擁護支援体制を構築することにより、高齢者または障害者であって被虐待者及び権利擁護支援の必要な者の早期発見及び適切な支援を図るため、本条例を制定する。

2、制定の内容。

弁護士会、司法書士会等の構成員により、成年後見制度利用促進に関する事項、高齢者または障害者虐待の防止、消費者被害防止等その他権利擁護支援について検討する協議会について定める。

施行期日。

この条例は令和6年4月末から施行するとしております。

108ページをお願いします。

条例（案）になります。

第1条で設置につきまして、この条例は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第16条及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第35条並びに成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づき、権利擁護の業務に係る関係機関、団体等が相互に連携を図り、権利擁護支援体制を構築することにより、高齢者または障害者であって虐待を受けている者及び権利擁護支援の必要な者の早期発見及び適切な支援を図るため、上富田町権利擁護支援推進協議会を設置するとしております。

第2条では所掌事務について、虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に向けた支援体制の構築に関すること。成年後見制度の普及、利用促進に関すること。消費者被害に関すること。権利擁護に関する課題の共有、支援体制の構築に関すること。その他、権利擁護等支援に関することとしております。

第3条では委員について、協議会は委員20名以内で組織し、次に掲げるものの中から町長が委嘱または任命するとし、職種については、法曹関係者、保健医療関係者、福祉団体関係者、金融機関関係者、民生児童委員、社会福祉協議会職員、関係行政機関職員、その他町長が必要と認める関係者としております。

2項では任期について定めております。

第4条から第6条につきましては会議について、第7条では委員の報酬について、第8条で守秘義務について記載しております。

第9条、事務局につきましては、長寿課及び福祉課において行うこととしております。高齢者、障害者の重複した問題を抱えた対象者につきましては、2課が連携して取り組むことになります。

第8条では守秘義務について記載しております。

その他として、この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

以上、ご承認くださいますようお願いいたします。

続きまして、１１１ページをお願いします。

議案第１９号、紀南地方老人福祉施設組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法第２８６条第１項の規定により、紀南地方老人福祉施設組合規約を変更することについて、議会の議決を求める。

令和６年２月２９日提出、上富田町長奥田誠。

理由。紀南地方老人福祉施設組合における共同処理する事務のうち、養護老人ホーム入所措置及びこれらに関する事務について、今までは合併前の旧串本町が担当区域であったが、令和６年度より旧古座町を含めた現在の串本町全域にその事務の担当区域を変更するためとしております。

１１４ページをお願いします。

紀南地方老人福祉施設組合規約の一部を改正する規約の要旨。

改正の趣旨につきましては、先ほどの理由と重複しますので省略させていただきます。

規約改正の内容につきまして、養護老人ホームの入所措置及びこれらに関する事務について、串本町全域を担当区域とするとしております。

施行期日は令和６年４月１日としております。

１１２ページは規約改正（案）、１１３ページは新旧対照表となります。

以上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第２０号についてご説明いたします。

議案書１１５ページをお願いいたします。

議案第２０号、令和５年度上富田町一般会計補正予算（第８号）。

令和５年度上富田町の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億６６６万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８３億６，４６８万１，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第２条、地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

繰越明許費。

第3条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1 款町税では、補正前の額に1億2,500万円を追加し、20億815万2,000円と定めています。

1 1 款地方交付税、補正前の額に4,702万2,000円を追加。

1 3 款分担金及び負担金、補正前の額に250万9,000円を追加。

1 5 款国庫支出金、補正前の額から592万5,000円を減額。

1 6 款県支出金、補正前の額から1,989万7,000円を減額。

1 7 款財産収入、補正前の額に3万8,000円を追加。

1 8 款寄付金、補正前の額に1億円を追加。

1 9 款繰入金、補正前の額から1億2,801万8,000円を減額。

2 1 款諸収入、補正前の額から936万9,000円を減額。

2 2 款町債、補正前の額から470万円を減額。

以上、歳入合計では、補正前の額に1億666万円を追加し、83億6,468万1,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1 款議会費では、補正前の額から217万8,000円を減額し、8,337万円と定めています。

2 款総務費、補正前の額に1億3,970万6,000円を追加。

3 款民生費、補正前の額から260万8,000円を減額。

4 款衛生費、補正前の額から3,392万8,000円を減額。

5 款農林水産業費、補正前の額から985万9,000円を減額。

6 款商工費、補正前の額に6,070万2,000円を追加。

7 款土木費、補正前の額から2,879万4,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

8 款消防費、補正前の額から14万8,000円を減額。

9 款教育費、補正前の額から1,523万3,000円を減額。

10款災害復旧費、補正前の額から100万円を減額。

以上、歳出合計では、補正前の額に1億666万円を追加し、83億6,468万1,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」。

変更です。

1、防災行政無線改修事業では限度額を1億8,610万円と定めています。

4、農業施設整備事業では限度額を2,400万円。

5、道路橋梁等整備事業では限度額を2,840万円。

6、公民館整備事業では限度額を90万円。

8、災害復旧事業では限度額を5,260万円とそれぞれ定めています。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、当初予算のものと変更ございません。

次のページをお願いいたします。

「第3表 繰越明許費」です。

これは令和6年度へ繰り越す経費となります。

2款総務費、1項総務管理費、住宅耐震改修事業では117万円と定めています。

3項戸籍住民基本台帳費、番号制度関連システム改修事業では1,121万6,000円。

4款衛生費、2項清掃費、上富田町不燃物処理場整地事業では300万円。

6款商工費、1項商工費、かみとんだ地域元気活性化商品券支給事業では6,320万円。

7款土木費、2項道路橋梁費、道路橋梁維持事業では750万円。防災・安全交付金事業では4,300万円。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、現年発生公共土木施設災害復旧事業では1億500万円とそれぞれ定め、合計では2億3,408万6,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括です。

こちら、121ページから123ページまでは、恐れ入りますがお目通しいただきま
すようお願いいたします。

各内訳につきましては、歳出からご説明いたしますので、136、137ページまで
お願いいたします。

3、歳出です。

今回の補正の多くは、決算見込みによる減額補正、また会計年度任用職員の給与改定による報酬、手当等の増額補正となっております。説明につきましては、項の項目と金額、それから大きく増減のあったものについてご説明いたしますので、ご了承お願いいたします。

1 款議会費、1 項議会費、補正前の額から 2 1 7 万 8, 0 0 0 円を減額。

2 款総務費、1 項総務管理費、補正前の額に 1 億 3, 5 9 3 万 3, 0 0 0 円を追加。

次のページへいきまして、2 目防災対策費における 1 7 節備品購入費につきましては、事業精査による決算見込みに合わせた減額となります。防災行政無線戸別受信機購入費では 5 5 0 万円を減額。

また、1 8 節負担金、補助及び交付金では、住宅耐震改修費補助金、こちらも実績に合わせた決算見込額として 1, 0 7 2 万 7, 0 0 0 円を減額。

4 目庁舎管理費にいきまして、1 2 節委託料ではシステム標準化対応業務委託料、こちらも 2 2 0 万円を減額としております。

下へいきまして、1 0 目企画費です。1 0 目企画費の 7 節報償費から 2 4 節積立金につきましては、ふるさと納税に係る記念品代、また取扱手数料、積立金となっております。

次のページをお願いいたします。

2 項徴税费では 2 0 万 2, 0 0 0 円を追加しております。

3 項戸籍住民基本台帳費では 5 1 4 万円を追加。

1 2 節委託料では、番号制度関連システム改修委託料として 3 5 1 万 6, 0 0 0 円を措置しております。

4 項選挙費では、補正前の額から 1 3 6 万 9, 0 0 0 円を減額しております。

次のページをお願いいたします。

6 項監査委員費では、補正前の額から 2 0 万円を減額。

3 款民生費におきまして、1 項社会福祉費では補正前の額に 3 8 万 4, 0 0 0 円を追加。

次のページをお願いいたします。

3 項児童福祉費では補正前の額に 1, 2 2 6 万 8, 0 0 0 円を追加。

1 目児童福祉総務費、1 8 節の負担金補助及び交付金では、施設型給付費負担金、こちらは保育所等の利用に対する公費負担分で、児童の増及び公定価格の改定等を反映したことにより 1, 1 7 6 万円を追加してございます。

2 目児童福祉医療費です。1 9 節扶助費につきましては、決算見込みということで子ども医療費を 3 0 0 万円の減額としてございます。

3目児童措置費、19節扶助費につきましては、児童手当を260万円減額としてございます。

次のページへいきまして、4項保険年金費では補正前の額から1,353万6,000円を減額としてございます。

27節繰出金につきましては、決算見込み等に合わせた減額となっております。

5項老人福祉費、補正前の額から172万4,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

4款衛生費です。1項保健衛生費では補正前の額から208万1,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

2項清掃費では補正前の額から3,184万7,000円を減額。

2目塵芥処理費で、18節負担金、補助及び交付金では、上大中清掃施設組合負担金運営経費につきましては、決算見込みに合わせ1,714万6,000円を減額。

3目し尿処理費、同じく18節負担金、補助及び交付金につきましては、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を、決算見込みに合わせ853万6,000円を減額してございます。

5款、農林水産業費です。1項農業費では補正前の額から285万円を減額してございます。

3目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金の一番下段になります。新規就農者育成総合対策事業補助金では、決算見込み、こちらは対象者の減及び設備整備への補助の減額ということで、675万円を減額措置してございます。

次のページをお願いいたします。

4目農業施設整備事業費、18節負担金、補助及び交付金では、県営中山間総合農地防災事業費負担金として1,125万円を措置。こちらにつきましては、県事業による市ノ瀬地区の事業計画の変更及び半九郎池、ジュンサイ池の改修に対する町負担分を追加するものでございます。

2項林業費では補正前の額から700万9,000円を減額。

2目林業振興費、12節委託料では、大きなものとしましては森林整備意向調査業務委託料、こちらは決算見込みに合わせ200万円を減額。

18節負担金、補助及び交付金では、上富田町森林環境整備事業補助金、こちらにつきましても決算見込みとして200万円を減額してございます。

続いて6款商工費です。1項商工費、補正前の額に6,070万2,000円を追加。

1目商工業振興費、24節積立金では、事業所等立地促進基金積立金として6,000万円を追加措置してございます。こちらは進出企業に対する奨励金の財源となるもの

で、近い将来奨励金の支出が見込まれるため、積み立てるものでございます。

次のページをお願いいたします。

7款土木費でございます。1項土木管理費、補正前の額から265万5,000円を減額。

1目土木総務費、12節委託料では訴訟業務委託料の全額300万円を減額しております。こちらは裁判の延期により、本年度の支払いがなくなったための減額となります。

2項道路橋梁費、補正前の額から184万3,000円を減額。

3項河川費では補正前の額に2,000円を追加。

次のページにいきまして、5項住宅費では補正前の額に71万5,000円を追加。

6項地籍調査費では補正前の額から2,501万3,000円を減額。

1目地籍調査費、12節委託料では地籍調査測量委託料を、実績による決算見込みに合わせて2,501万3,000円を減額としてございます。

8款消防費でございます。1項消防費、補正前の額から14万8,000円を減額。

次のページにいきまして、9款教育費でございます。1項教育総務費、補正前の額に148万円を追加。

2項小学校費、補正前の額に230万4,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

3項中学校費、補正前の額から172万6,000円を減額。

4項学校給食費、補正前の額から553万9,000円を減額。

1目学校給食費、10節需用費の給食費につきましては、本年度の給食数の見込みによる決算見込みに合わせた減額としまして294万2,000円を減額としてございます。

次のページをお願いいたします。

5項社会教育費では補正前の額から1,173万4,000円を減額。

次のページに行きまして、3目公民館費の12節委託料でございます。こちら、仮称南紀の台・パブリック地区コミュニティセンター設計監理委託料につきましては、入札差額、決算見込みに合わせまして897万5,000円としてございます。名称につきましては、南紀の台公民館となる予定でございます。

次のページをお願いいたします。

6目図書館運営費の中の14節工事請負費、プレハブ設置工事請負費につきましては、こちらは朝来小学校のあたご文庫につきましては、当初プレハブを計画しておりましたが、計画変更により朝来のコミュニティセンターで実施することとなったため、全額320万円を減額するものでございます。

6 項保健体育費では補正前の額から 1 万 8, 0 0 0 円を減額。

1 0 款災害復旧費です。1 項農林水産施設災害復旧費では補正前の額から 5 0 万円を減額。

次のページにいきまして、2 項公共土木施設災害復旧費では、補正前の額から 5 0 万円を減額としてございます。

次のページ、1 7 0 ページ、1 7 1 ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しいたきますようお願いいたします。

歳出の説明につきましては以上となります。

それでは、歳入の説明に入りますので、1 2 4 ページ、1 2 5 ページにお戻りください。

2、歳入です。

1 款町税、1 項町民税では補正前の額に 2, 5 0 0 万円を追加。個人住民税が 3, 0 0 0 万円の追加措置をしてございます。

2 項固定資産税、補正前の額に 1 億円を追加。こちらにつきましては、主な増額要因は市ノ瀬のメガソーラーの償却資産分となります。

1 1 款地方交付税、1 項地方交付税では補正前の額に 4, 7 0 2 万 2, 0 0 0 円を追加。こちらは 1 2 月に再算定がございまして、追加交付があったため追加するものでございます。

1 3 款分担金及び負担金、2 項負担金では補正前の額に 2 5 0 万 9, 0 0 0 円を追加。

1 5 款国庫支出金、1 項国庫負担金では補正前の額から 1 1 3 万円を減額。

次のページをお願いいたします。

2 項国庫補助金では補正前の額から 4 7 9 万 5, 0 0 0 円を減額。

次のページをお願いいたします。

1 6 款県支出金です。1 項県負担金では補正前の額から 4 7 万 7, 0 0 0 円を減額。

2 項県補助金では補正前の額から 1, 7 1 3 万 8, 0 0 0 円を減額。

次のページをお願いいたします。

3 項委託金では補正前の額から 2 2 8 万 2, 0 0 0 円を減額。

1 7 款財産収入です。1 項財産運用収入では補正前の額に 3 万 8, 0 0 0 円を追加。

1 8 款寄付金、1 項寄付金では 1 億円を追加。こちらはふるさと納税になります。決算見込みに合わせ 4 億 6, 0 0 0 万円の入を見込んでおりますので、その追加分として 1 億円を措置してございます。

1 9 款繰入金です。2 項基金繰入金では補正前の額から 1 億 2, 8 2 0 万 2, 0 0 0 円を減額。

1 目のさわやか上富田まちづくり基金繰入金につきましては、手数料、返礼品の経費として5, 800万円を措置しております。

続きまして、次のページをお願いいたします。

4 目財政調整基金繰入金では補正前の額から1億7, 940万2, 000円を減額しております。こちらは町税の増収や普通交付税の増などにより減額するものでございます。

3 項財産区繰入金、補正前の額に18万4, 000円を追加。

7 目災害復旧費繰入金では、市ノ瀬大谷池の堤体復旧工事費への繰入金20万円。こちらにつきましては、市ノ瀬財産区から事業の要する2分の1の金額を繰入れいただくものでございます。

2 1 款諸収入です。3 項雑入では補正前の額から936万9, 000円を減額としてございます。

次のページをお願いいたします。

2 2 款町債です。1 項町債では補正前の額から470万円を減額としてございます。

私からの説明は以上となります。以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民課課長、瀬田君。

○住民課長（瀬田和哉）

よろしくお願いします。

私からは、議案第21号及び22号について説明させていただきます。

まず、議案第21号、令和5年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）。

令和5年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ413万7, 000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2, 538万2, 000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

5款繰入金、補正前の額2億2,693万2,000円から413万3,000円を減額し、2億2,279万9,000円。

8款国庫支出金では、8万円から4,000円を減額。

歳入合計としまして、20億2,951万9,000円から413万7,000円を減額し、20億2,538万2,000円と定めてございます。

歳出です。

1款総務費、補正前の額5,226万3,000円に87万3,000円を追加し、5,313万6,000円。

2款保険給付費では、13億5,254万6,000円から300万1,000円を減額。

3款国民健康保険事業費納付金では、補正はございません。

5款保健事業費、3,100万6,000円から200万9,000円を減額。

歳出合計としまして、20億2,951万9,000円から413万7,000円を減額し、20億2,538万2,000円と定めてございます。

次のページをお願いします。

174ページから176ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

続きまして、177、178ページをお願いします。

2、歳入です。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では1,103万6,000円を減額。

2項基金繰入金では、1目国民健康保険基金繰入金で690万3,000円を追加。

8款国庫支出金、1項国庫補助金、1目出産育児一時金補助金では3万円を減額。

4目総務費国庫補助金では2万6,000円を追加。これは社会保障・税番号制度システム整備費等補助金分でございます。

179ページ、180ページをお願いします。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では57万6,000円を追加。

2項徴税費、1目賦課徴収費では29万7,000円を追加。

2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金では300万円を減額。

2目審査支払手数料では1,000円の減額。

181ページ、182ページをお願いします。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分から3 項介護納付金分までは、財源構成の変更のみで補正はございません。

続きまして、5 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費では1 9 0 万9, 0 0 0 円を減額。主なものとしましては、1 8 3 ページ、1 8 4 ページのほうをお願いします。説明欄に保健事業計画作成支援業務委託料の減額としてございます。

続きまして、2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費では1 0 万円の減額となっております。

なお、1 8 5 ページ、1 8 6 ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

続きまして、議案第2 2 号についてご説明申し上げます。

1 8 7 ページをお願いします。

議案第2 2 号、令和5 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2 号）。

令和5 年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2 5 2 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3 億5, 3 9 6 万4, 0 0 0 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和6 年2 月2 9 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

3 款繰入金では、補正前の額1 億9, 9 1 7 万1, 0 0 0 円から2 5 2 万円を減額し、1 億9, 6 6 5 万1, 0 0 0 円としてございます。

歳入合計としまして、3 億5, 6 4 8 万4, 0 0 0 円から2 5 2 万円を減額、3 億5, 3 9 6 万4, 0 0 0 円と定めてございます。

歳出です。

1 款総務費、補正前の額9 3 4 万2, 0 0 0 円から3 5 万円を減額し、8 9 9 万2, 0 0 0 円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額3 億3, 2 9 0 万5, 0 0 0 円から2 1 7 万円を減額。

歳出合計としまして、3億5,648万4,000円から252万円を減額し、3億5,396万4,000円と定めてございます。

次のページをお願いします。

189ページから191ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、目通しのほどよろしくをお願いします。

続きまして、192、193ページをお願いします。

2、歳入としまして、3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金では補正前の額1億9,917万1,000円から252万円を減額し、1億9,665万1,000円。

計につきましても同額でございます。

194ページ、195ページをお願いします。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では22万円を減額。

2項徴収費、1目徴収費では13万円を減額。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金としまして217万円の減額となっております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

長寿課課長、宮本君。

○長寿課長（宮本真理）

私からは、議案第23号についてご説明いたします。

議案第23号、令和5年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）。

令和5年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,395万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

次のページ、197ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3 款国庫支出金では、補正前の額から 1 6 2 万円を減額し、3 億 9, 3 1 0 万 2, 0 0 0 円と定めています。

4 款支払基金交付金では、補正前の額から 9 8 万 3, 0 0 0 円を減額。

5 款県支出金では、補正前の額から 8 0 万 9, 0 0 0 円を減額。

6 款財産収入では、補正前の額に 3 万 6, 0 0 0 円を追加。

7 款繰入金では、補正前の額から 4 万 9, 0 0 0 円を減額。

9 款諸収入では、補正前の額に 3 3 4 万 3, 0 0 0 円を追加。

歳入合計では、補正前の額から 8 万 2, 0 0 0 円を減額し、1 7 億 2, 3 9 5 万 9, 0 0 0 円と定めています。

1 9 8 ページをお願いします。

歳出です。

1 款総務費では、補正前の額に 7 5 万 8, 0 0 0 円を追加し、4, 7 2 9 万 7, 0 0 0 円と定めています。

2 款保険給付費では、2 9 7 万円を減額。

4 款地域支援事業費では、1 4 7 万円を減額。

6 款基金積立金では、3 6 0 万円を追加。

歳出合計では、補正前の額から 8 万 2, 0 0 0 円を減額し、1 7 億 2, 3 9 5 万 9, 0 0 0 円と定めております。

1 9 9 ページをお願いします。

1 9 9 ページから 2 0 1 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しくださいますようお願いします。

2 0 2 ページ、2 0 3 ページをお願いします。

2、歳入です。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金では 5 9 万 4, 0 0 0 円を減額。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金で 1 4 万 8, 0 0 0 円、2 目介護予防・日常生活支援総合事業交付金で 1 6 万 7, 0 0 0 円、3 目包括的支援・任意事業交付金で 7 1 万 1, 0 0 0 円をそれぞれ減額しています。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金で 8 0 万 2, 0 0 0 円、2 目地域支援事業交付金で 1 8 万 1, 0 0 0 円をそれぞれ減額しています。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金では 3 7 万 1, 0 0 0 円を減額。

2 項県補助金、1 目介護予防・日常生活支援総合事業交付金では 8 万 3, 0 0 0 円を減額。

204 ページ、205 ページをお願いします。

2 目包括的支援・任意事業交付金では35万5,000円を減額。

6 款財産収入、1 項財産運用収入では3万6,000円を追加。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金では37万1,000円、
2 目介護予防・日常生活総合事業繰入金では8万3,000円、3 目包括的支援・任意
事業繰入金では35万5,000円をそれぞれ減額しています。

4 目その他一般会計繰入金では76万円を追加しています。

9 款諸収入、1 項雑入、1 目第三者納付金では229万3,000円を追加。要介護
状態が交通事故などの第三者が原因で生じたものである場合に、その方の介護保険給付
費を国保連を通して第三者に請求し、納付されたものものとなります。

3 目雑入では105万円を追加しております。

206、207 ページをお願いします。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では75万4,000円の追加。主に
会計年度任用職員報酬25万6,000円を追加しております。また、介護報酬改定に
伴うシステム改修委託料33万円を追加しております。

18 節負担金、補助及び交付金の第三者行為求償事務負担金7万5,000円は、歳
入で説明しました第三者行為納入金に関連する請求事務関係の費用について、国保連に
支払うものとなります。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費では4,000円を追加。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費では500
万円を減額。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費では200万円を追加。

208、209 ページをお願いします。

2 目高額介護予防サービス費では3万円を追加。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防・日常生活支援事業費、1 目介護予防・生活支援
サービス事業費では50万円を、2 目一般介護予防事業費では2万円をそれぞれ減額し
ています。

2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目地域包括支援センター運営費では35万9,
000円を減額。主に1 目、会計年度任用職員報酬の追加と、12 目、介護予防ケアプ
ラン作成業務の業務委託料の減額によるものとなっております。

210 ページ、211 ページをお願いします。

2 目任意事業費では6万2,000円を減額。

3目社会保障充実分事業費では52万9,000円を減額。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金では360万円を追加しています。

212ページ、213ページ、給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しくださいますよう、お願いします。

以上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

建設課副課長、谷本君。

○建設課副課長（谷本和久）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第24号についてご説明申し上げます。

214ページをお願いします。

議案第24号、令和5年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）。

令和5年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,804万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億97万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

1款財産収入、1項財産運用収入、補正前の額に4万6,000円を追加し、12万4,000円。

2款諸収入、1項収益事業収入及び雑入、補正前の額から3,809万1,000円を減額し、1億85万円。

歳入合計では、補正前の額から3,804万5,000円を減額し、1億97万4,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款宅地造成費、1項宅地造成管理費、補正前の額から3,804万5,000円を減額し、1,058万8,000円。

歳出合計では、補正前の額から3,804万5,000円を減額し、1億97万4,000円と定めてございます。

216ページから218ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

219ページ、220ページをお願いします。

2、歳入です。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正前の額に4万6,000円を追加し、12万4,000円。

2款諸収入、1項収益事業収入及び雑入、1目宅地造成事業収入、補正前の額から3,809万1,000円を減額し、9,868万8,000円。

計としまして、補正前の額から3,809万1,000円を減額し、1億85万円と定めてございます。

3、歳出です。

1款宅地造成費、1項宅地造成管理費、1目宅地造成事業費、補正前の額から3,804万5,000円を減額し、1,058万8,000円。

計としまして、補正前の額から3,804万5,000円を減額し、1,058万8,000円と定めてございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

教育委員会事務局副局長、吉田君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第25号についてご説明申し上げます。

221ページをお願いいたします。

議案第25号、令和5年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）。

令和5年度上富田町の特別会計奨学事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ133万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ669万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

2款繰越金では、補正前の額から1,000円を減額。

3款諸収入では、補正前の額に227万9,000円を追加。

4款繰入金では、補正前の額から94万2,000円を減額。

以上、歳入合計では、補正前の額に133万6,000円を追加し、669万7,000円と定めてございます。

続いて、歳出です。

1款総務費で、補正前の額に133万6,000円を追加。

歳出合計、補正前の額に133万6,000円を追加し、669万7,000円と定めてございます。

次の223ページから225ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

226、227ページをお願いいたします。

2、歳入です。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では1,000円を減額。

3款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金では1,000円を減額。

2項貸付金元利収入、1目奨学事業貸付金元利収入では228万円を追加。こちらは繰上償還による元利収入の増となっております。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目奨学基金繰入金では94万2,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では補正前の額に133万6,000円を追加。主な内訳ですが、24節積立金、繰上償還で増えた元利収入と貸付金の減額による余剰金を奨学基金に積み立てるものでございます。

以上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第26号についてご説明いたします。

232ページをお願いいたします。

議案第26号、令和6年度上富田町一般会計予算。

令和6年度上富田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78億4,200万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表につきましては、款の項目と金額のみを読み上げます。項の項目と金額につきましては、恐れ入りますが、お目通しいただきますようお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1款町税では20億2,847万5,000円と定めています。

2款地方譲与税では7,619万円。

3款利子割交付金では100万円。

4款配当割交付金では1,200万円。

5款株式等譲渡所得割交付金では800万円。

6款法人事業税交付金では2,000万円。

7款地方消費税交付金では3億4,000万円。

8 款ゴルフ場利用税交付金では1, 0 0 0 万円。

9 款環境性能割交付金では8 4 1 万5, 0 0 0 円。

1 0 款地方特例交付金では2, 0 0 0 万円。

次のページをお願いいたします。

1 1 款地方交付税では2 1 億4, 0 0 0 万円。

1 2 款交通安全対策特別交付金では1 2 0 万円。

1 3 款分担金及び負担金では1, 1 8 2 万8, 0 0 0 円。

1 4 款使用料及び手数料では1 億2, 3 1 6 万1, 0 0 0 円。

1 5 款国庫支出金では9 億3, 0 6 4 万8, 0 0 0 円。

1 6 款県支出金では6 億2, 3 9 9 万8, 0 0 0 円。

1 7 款財産収入では2, 9 6 3 万円。

1 8 款寄付金では3 億4 1 0 万円。

1 9 款繰入金では5 億2, 5 2 4 万1, 0 0 0 円。

2 0 款繰越金では1, 0 0 0 万円。

2 1 款諸収入では2 億2 4 1 万4, 0 0 0 円。

2 2 款町債では4 億1, 5 7 0 万円。

以上、歳入合計では、7 8 億4, 2 0 0 万円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1 款議会費では8, 8 1 8 万7, 0 0 0 円と定めています。

2 款総務費では1 1 億6, 0 0 2 万5, 0 0 0 円。

3 款民生費では2 6 億1, 3 5 0 万5, 0 0 0 円。

4 款衛生費では8 億3, 9 0 5 万4, 0 0 0 円。

5 款農林水産業費では2 億4, 8 1 4 万1, 0 0 0 円。

6 款商工費では3 億5 0 万4, 0 0 0 円。

7 款土木費では7 億5 5 6 万2, 0 0 0 円。

8 款消防費では2 億4, 1 9 5 万4, 0 0 0 円。

9 款教育費では1 0 億4, 9 0 7 万6, 0 0 0 円。

1 0 款災害復旧費では5 1 0 万円。

1 1 款公債費では5 億8, 0 8 9 万2, 0 0 0 円。

1 2 款予備費では1, 0 0 0 万円。

以上、歳出合計では、7 8 億4, 2 0 0 万円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為」です。

消防業務委託料（消防指令業務共同運用事業）、期間は令和7年度まで、限度額を1億6,200万円と定めております。こちらは消防指令業務に係る指令システム、消防救急デジタル無線の更新に係る債務負担行為でございます。

次のページをお願いいたします。

「第3表 地方債」です。

1、災害援護資金では、限度額を350万円と定めております。

2、福祉施設整備事業では、限度額を960万円。

3、道路橋梁等整備事業では、限度額を4,370万円。

4、消防施設整備事業では、限度額を3,390万円。

5、公民館整備事業では、限度額を3億500万円。

6、臨時財政対策債では、限度額を2,000万円。

合計では、4億1,570万円と定めております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

次のページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括以降最後のページまでは、恐れ入りますが、お目通しいただきますようお願いいたします。

以上が今回の予算の内容となります。何とぞご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

13時30分まで昼食休憩といたします。

休憩 午前11時27分

再開 午後 1時27分

○議長（大石哲雄）

再開します。

午前中に引き続き、提案理由の説明を求めます。

住民課課長、瀬田君。

○住民課長（瀬田和哉）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第27号及び28号について説明させていただきます。

397ページのほうをよろしくお願いいたします。

議案第27号、令和6年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算。

令和6年度上富田町の特別会計国民健康保険事業の予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億4,903万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

398ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入。

1款国民健康保険税としまして3億7,120万円。

2款使用料及び手数料で1万円。

3款県支出金13億4,972万3,000円。

4款財産収入で14万4,000円。

5款繰入金としまして2億2,193万8,000円。

6款繰越金1万円。

7款諸収入601万円。

歳入合計としまして、19億4,903万5,000円と定めてございます。

399ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費としまして5,136万8,000円。

2款保険給付費で13億2,827万6,000円。

3 款国民健康保険事業費納付金としまして 5 億 3, 7 8 2 万円。

4 款保健事業費で 2, 7 6 7 万 7, 0 0 0 円。

5 款基金積立金で 1 4 万 4, 0 0 0 円。

6 款公債費で 7 5 万円。

7 款諸支出金で 2 0 0 万円。

4 0 0 ページをお願いします。

8 款予備費で 1 0 0 万円。

歳出合計としまして、1 9 億 4, 9 0 3 万 5, 0 0 0 円と定めてございます。

4 0 1 ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終 4 2 9 ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

続きまして、議案第 2 8 号について説明させていただきます。

4 3 0 ページをお願いします。

議案第 2 8 号、令和 6 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算。

令和 6 年度上富田町の特別会計後期高齢者医療の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 7, 1 2 8 万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第 2 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5, 0 0 0 万円と定める。

歳出予算の流用。

第 3 条、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出、上富田町長奥田誠。

4 3 1 ページをお願いします。

「第 1 表 歳入歳出予算」。

歳入。

1 款保険料としまして 1 億 5, 9 2 8 万 2, 0 0 0 円。

2 款使用料及び手数料で 1, 0 0 0 円。

3 款繰入金としまして 2 億 1, 0 6 8 万 5, 0 0 0 円。

4 款繰越金で 1 万円。

5 款諸収入としまして 1 3 0 万 2, 0 0 0 円。

歳入合計としまして、3 億 7, 1 2 8 万円と定めてございます。

4 3 2 ページをお願いします。

歳出です。

1 款総務費で 9 6 3 万円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金で 3 億 5, 8 2 4 万 8, 0 0 0 円。

3 款保健事業費としまして 3 1 1 万 4, 0 0 0 円。

4 款公債費としまして 1 8 万 8, 0 0 0 円。

5 款諸支出金 1 0 万円。

歳出合計としまして、3 億 7, 1 2 8 万円と定めてございます。

4 3 3 ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終 4 4 6 ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

長寿課課長、宮本君。

○長寿課長（宮本真理）

私からは、議案第 2 9 号についてご説明いたします。

4 4 7 ページをお願いします。

議案第 2 9 号、令和 6 年度上富田町特別会計介護保険予算。

令和 6 年度上富田町の特別会計介護保険の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 6 億 9, 7 0 9 万 2, 0 0 0 円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第 2 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

次のページ、448ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1款保険料では3億4,160万円と定めています。

2款使用料及び手数料で1,000円。

3款国庫支出金で3億8,596万1,000円。

4款支払基金交付金で4億3,390万9,000円。

5款県支出金で2億3,423万9,000円。

6款財産収入で8万1,000円。

7款繰入金で2億9,094万8,000円。

8款繰越金で1万円。

9款諸収入で1,035万3,000円。

歳入合計では、16億9,709万2,000円と定めています。

449ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では4,404万7,000円と定めています。

2款保険給付費で15億4,062万円。

3款公債費で150万円。

4款地域支援事業費で1億1,034万4,000円。

5款諸支出金で50万円。

6款基金積立金で8万1,000円。

歳出合計では、16億9,709万2,000円と定めています。

450ページ、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終482ページまでは、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認のほどよろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

建設課副課長、谷本君。

○建設課副課長（谷本和久）

よろしく願いいたします。

私からは、議案第30号についてご説明申し上げます。

483ページをお願いします。

議案第30号、令和6年度上富田町特別会計宅地造成事業予算。

令和6年度上富田町の特別会計宅地造成事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,944万2,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款財産収入12万2,000円。

2款諸収入4,932万円。

歳入合計では、4,944万2,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款宅地造成費4,899万2,000円。

2款公債費45万円。

歳出合計では、4,944万2,000円と定めてございます。

485ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終の494ページにつきましては、恐れ

入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

教育委員会事務局副局長、吉田君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第31号についてご説明を申し上げます。

495ページをお願いいたします。

議案第31号、令和6年度上富田町特別会計奨学事業予算。

令和6年度上富田町の特別会計奨学事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ543万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1 款財産収入1,000円。

2 款繰越金1,000円。

3 款諸収入で460万9,000円。

4 款繰入金で82万2,000円。

歳入合計を543万3,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1 款総務費543万3,000円。

歳出合計を543万3,000円と定めてございます。

なお、次のページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終の504ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しをいただきますようお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

税務課長、芝君。

○税務課長（芝 健治）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第 3 2 号についてご説明いたします。

5 0 5 ページをお願いいたします。

議案第 3 2 号、令和 6 年度上富田町特別会計朝来財産区予算。

令和 6 年度上富田町の特別会計朝来財産区の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 1 5 9 万円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出、上富田町朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1 款財産収入 4 4 0 万 8, 0 0 0 円と定めてございます。

2 款繰越金は 1 万円。

3 款繰入金は 7 1 7 万 2, 0 0 0 円。

歳入合計としまして、1, 1 5 9 万円と定めてございます。

歳出でございますが、1 款委員会費は 9 7 万 2, 0 0 0 円。

2 款総務費 1, 0 6 1 万 8, 0 0 0 円。

歳出合計としまして、1, 1 5 9 万円と定めてございます。

次の 5 0 7 ページ、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終 5 1 4 ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

上下水道課課長、谷本君。

○上下水道課長（谷本 誠）

よろしくお願いします。

私からは、議案第 3 3 号についてご説明申し上げます。

5 1 5 ページをお願いします。

議案第 3 3 号、令和 6 年度上富田町水道事業会計予算。

総則。

第 1 条、令和 6 年度上富田町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、給水戸数7,400戸。2、年間総配水量664万立方メートル。3、1日平均配水量1万8,200立方メートル。4、主要な建設改良事業の概要、配水設備改良事業費3億92万円。

次のページをお願いします。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益5億2,984万4,000円。第1項営業収益4億8,032万5,000円。第2項営業外収益4,951万7,000円。第3項特別利益2,000円。

支出。

第1款水道事業費用5億3,059万4,000円。第1項営業費用4億9,451万2,000円。第2項営業外費用3,308万1,000円。第3項特別損失1,000円。第4項予備費300万円。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,008万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億7,374万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,724万1,000円、減債積立金5,909万2,000円で補填するものとする。

収入。

第2款資本的収入1億330万円。第1項工事負担金400万円。第2項他会計負担金30万円。第3項企業債9,900万円。

支出。

第2款資本的支出3億6,338万2,000円。第1項建設改良費3億142万円。第2項企業債償還金5,909万2,000円。第3項有形固定資産287万円。

次のページをお願いします。

債務負担行為。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、荒堀受水地外ポンプ設備等更新工事、期間、令和7年度まで、限度額、1億円。

企業債。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、中央監視システム更新工事、限度額、9,900万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

次のページをお願いします。

一時借入金。

第7条、一時借入金の限度額は、5億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との相互の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費5,694万3,000円。

たな卸資産購入限度額。

第10条、たな卸資産の購入限度額は、1,500万円と定める。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

なお、520ページから最終549ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

上下水道課副課長、陸平君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

よろしくお願いします。

私からは、議案第34号をご説明いたします。

550ページをお願いします。

議案第34号、令和6年度上富田町下水道事業会計予算。

総則。

第1条、令和6年度上富田町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、水洗化戸数2,800戸。2、年間有収水量74万5,700立方メートル。3、一日平均有収水量2,000立方メートル。4、主要な建設改良事業の概要、管渠改良事業費180万円。

次のページをお願いします。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、営業費用中委託料及び賃借料636万9,000円の財源に充てるため、企業債620万円を借り入れる。

収入。

第1款公共下水道事業収益2億1,363万4,000円。第1項営業収益5,402万5,000円。第2項営業外収益1億5,960万8,000円。第3項特別利益1,000円。

第2款農業集落排水事業収益2億6,231万4,000円。第1項営業収益6,451万円。第2項営業外収益1億9,780万3,000円。第3項特別利益1,000円。

次のページをお願いします。

支出。

第1款公共下水道事業費用2億1,313万4,000円。第1項営業費用1億8,854万6,000円。第2項営業外費用2,458万7,000円。第3項特別損失1,000円。

第2款農業集落排水事業費用2億6,230万円。第1項営業費用2億4,778万9,000円。第2項営業外費用1,451万円。第3項特別損失1,000円。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,347万3,000円は、引継金5,067万5,000円、過年度分損益勘定留保資金808万6,000円、当年度分損益勘定留保資金6,471万2,000円で補填するものとする。

収入。

第1款公共下水道事業資本的収入5,525万1,000円。第1項補助金1,684万6,000円。第2項他会計出資金3,840万5,000円。

第2款農業集落排水事業資本的収入4,966万6,000円。第1項補助金410万4,000円。第2項他会計出資金4,556万2,000円。

次のページをお願いします。

支出。

第1款公共下水道事業資本的支出1億1,949万6,000円。第1項建設改良費89万4,000円。第2項企業債償還金1億1,860万2,000円。

第2款農業集落排水事業資本的支出1億889万4,000円。第1項建設改良費290万円。第2項企業債償還金1億599万4,000円。

次のページをお願いします。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、公営企業会計適用債。限度額、620万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しのほどよろしくをお願いします。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、2億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との相互の流用。

次のページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費1,802万円。

他会計からの補助金。

第9条、下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億9,556万9,000円である。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

なお、557ページから最終588ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務課課長、十河君。

○総務課長（十河貴子）

それでは、議案第35号につきまして説明させていただきます。

議案書589ページをお願いいたします。

議案第35号、物品購入変更契約の締結について。

物品購入変更契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。
記。

1、契約の目的。令和5年度第1号、非常備消防事業、消防ポンプ自動車購入。

2、契約金額。変更前一金2,295万3,950円、変更後一金2,317万3,950円（一金22万円増）。

4、契約の相手方。和歌山県西牟婁郡上富田町朝来1407番地の4、和歌山日野自動車株式会社田辺支店、支店長田中勝則。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

提案理由といたしまして、旧車両の下取りを取りやめることにより、契約金額に変更が生じるためでございます。

参考資料として、590ページに物品購入変更仮契約書の写しを添付してございます。

591ページに変更契約の概要がございます。591ページをお願いいたします。

物品購入変更契約の概要でございます。

変更の内容といたしましては、消防ポンプ自動車1台購入に係る旧車両の下取りを取りやめます。旧車両は、第4分団消防ポンプ自動車でございます。

2、変更の理由といたしましては、上富田スポーツセンターの公園に設置している消防車両の老朽化に伴い、下取り車両としていた第4分団消防ポンプ自動車を代わりに設置するためでございます。

以上でございます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

建設課副課長、谷本君。

○建設課副課長（谷本和久）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第36号と議案第37号についてご説明申し上げます。

592ページをお願いいたします。

議案第36号、町道路線の認定について。

別紙のとおり町道路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和6年2月29日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。道路法第8条第2項の規定に基づき、別紙町道路線の認定について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

次のページをお願いします。

町道路線認定調書。

30路線ありますので、路線番号、路線名、延長のみご説明いたします。

路線番号1261、大沼新川1号支線、延長50.9メートル。

路線番号1262、大沼新川2号支線、延長35メートル。

路線番号1263、大坪2号線、延長24.1メートル。

路線番号1264、大坪3号線、延長107.9メートル。

路線番号1265、大坪3号支線、延長17.9メートル。

路線番号1266、トビノ上村2号支線、延長22.6メートル。

路線番号1267、岩崎旭支線、延長17.5メートル。

路線番号1268、金屋六前1号支線、延長106.6メートル。

路線番号1269、金屋2号1号支線、延長72メートル。

路線番号1270、金屋2号2号支線、延長28.1メートル。

路線番号1271、下生馬支線、延長64.4メートル。

路線番号1272、金屋沖之芝1号支線、延長20.6メートル。

路線番号1273、金屋沖之芝2号支線、延長83メートル。

路線番号1274、金屋六前2号支線、延長26メートル。

路線番号2142、大山前支線、延長37.2メートル。

路線番号2143、立平大山前1号支線、延長81.5メートル。

路線番号2144、はるかぜ1号支線、延長31メートル。

路線番号2145、井ノ谷2号線、延長68メートル。

路線番号2146、芝山支線、延長88メートル。

路線番号4055、殿田1号支線、延長34.5メートル。

路線番号4056、殿田西1号支線、延長48メートル。

路線番号4057、殿田西2号支店、延長18メートル。

路線番号4058、岩崎本郷1号支線、延長91メートル。

路線番号4059、殿田2号線、延長55メートル。

路線番号4060、殿田2号支線、延長50.3メートル。

路線番号５０６５、南紀ノ台６３号線、延長６１メートル。

路線番号５０６６、南紀ノ台６４号線、延長２９．１メートル。

路線番号５０６０、南紀ノ台６５号線、延長５３．５１メートル。

路線番号５０６８、南紀ノ台６６号線、延長１３４．３５メートル。

路線番号５０６９、南紀ノ台６７号線、延長１７８メートル。

以上３０路線で、延長は１，７３５．０６メートルになります。

次のページからは、参考資料として認定路線調書と認定路線位置図を添付していますので、恐れ入りますが、お目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

本議案は、令和４年度から道路台帳の見直しを行っており、今回、民間で宅地造成及び開発された道路のうち、本町に寄附された３０路線の町道認定をお願いするものでございます。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第３７号についてご説明申し上げます。

６２６ページをお願いします。

議案第３７号、町道路線の変更について。

別紙のとおり町道路線を変更することについて、議会の議決を求める。

令和６年２月２９日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

道路法第１０条第２項の規定に基づき、別紙町道路線の変更について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

次のページをお願いします。

町道路線変更調書。

路線番号１１３４、沖野芝線、延長２４９．７４メートルから２８３．７４メートルとなり、３４メートルの追加になります。

次のページからは、参考資料として変更路線調書と変更路線位置図を添付していますので、６３０ページの変更路線位置図をお願いします。

場所につきましては、県道上富田すさみ線から庁舎前を通って保健センターまでの道路になり、終点位置を３４メートル延長するものです。

なお、参考としまして、今回上程した町道路線の認定と変更で１，７６９．０６メートルの追加となり、町道の総延長は２２３．９９キロメートル、町道路線につきましては６７１路線となります。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

以上をもって日程第 39 までの提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第 28 議案第 26 号、令和 6 年度上富田町一般会計予算から日程第 36 議案第 34 号、令和 6 年度上富田町下水道事業会計予算までの 9 件については、委員会条例第 5 条の規定に基づき、11 人をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号から議案第 34 号につきましては、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第 7 条第 3 項の規定に基づき、議長を除く全議員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

暫時休憩といたしますので、委員会を開催していただき、委員長、副委員長の互選をお願いします。暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 11 分

再開 午後 2 時 34 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

予算審査特別委員会委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、報告いたします。

委員長に、8 番、中井議員。副委員長に、7 番、家根谷議員が就任されました。

委員長はじめ委員の皆さん、大変ご苦労さまですが、よろしくお願いいたします。

△延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

次回は3月6日、午前9時00分となっておりますので、ご参集をお願いいたします。

ありがとうございました。

延会 午後2時35分